

止めよう! 変形労働制 37

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.37

全北海道教職員組合

2019. 12. 12

国会審議で明らかにされたこと⑥～条例制定までの流れ 「まず、各学校で検討」との文科大臣答弁も、 道教委は「校長会等から意見を伺う」と回答



●各学校の意向を踏まえずに強制することはできない～萩生田文科相が答弁

学校が1年単位の変形労働時間制を導入するまでの手続、スケジュールについて、11月13日の衆議院文部科学委員会で、丸山洋司文科省初等中等教育局長は、次のように説明しています。

- ①まず、**各学校でご検討**いただいた上、
- ②市町村教育委員会と相談をし、
- ③市町村教育委員会の意向を踏まえた都道府県教育委員会が、改正後の給特法や文部科学省令、指針などを踏まえて条例案を作成し、
- ④県議会成立の上、
- ⑤この条例に従って、**学校の意向を踏まえ**、
- ⑥市町村教育委員会が、導入する学校や具体的な導入の仕方、これは勤務時間の配分や対象となる教職員ということになりますが、を決定する



都道府県において条例を制定する前にも、条例制定のあと学校に導入する前にも、各学校での検討、意向を聞く段階があるのです。

13日の委員会で、萩生田文科相は「各学校の意向を踏まえずに都道府県の条例で一律に強制することはできないものと考えておりました……」と答弁しました。また、15日の委員会では「当然、学校のみなが嫌だと言うものを、これは幾ら条例ができたからといって、なかなかそれを運用して動かすことは無理だと思います」と答弁しています。ですから、今後「学校の意向」が重要になります。学校が嫌だと言うものを無理矢理導入することはできないということです。

●道議会審議では、「校長等からの意見を伺う」とどまる～道教委の答弁

12月9日の道議会予算特別委員会で、変形労働導入についての質疑が行われました。道教委教職員課の泉野服務担当課長は、導入にあたっての道教委の姿勢について「国会での議論、また、文科省からの情報提供や通知等も踏まえるとともに、校長等からのご意見を伺う……」と答弁しました。国会審議で文科省が説明した「各学校でご意見」が、「校長等からのご意見」にすり替わってしまっているのです。



だまっていると、校長会などの議論のみで、各学校の意向を聞いたということにもなりかねません。変形労働導入について、職場で話題にして、職場みんなの意向を踏まえるべきだと声を広げていくことが重要です。